様式第８号（別紙1）（表面）

労働保険番号														氏名	災害発生年月日
府県		所掌	管轄	基幹番号						枝番号					
															年　月　日

平均賃金算定内訳

（労働基準法第12条参照のこと。）

雇入年月日			年　月　日		常用・日雇の別		常用・日雇	
賃金支給方法			月給・週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制				賃金締切日	毎月　日
A	月・週その他一定の期間によって支払ったもの	賃金計算期間	月　日から 月　日まで	月　日から 月　日まで	月　日から 月　日まで	計		
		総日数	日	日	日	㋑	日	
		賃金 基本賃金	円	円	円		円	
		賃金 手当						
		賃金 手当						
		賃金						
		賃金						
		計	円	円	円	㋺	円	
B	他の請負制によって支払ったもの日若しくは時間又は出来高払制その	賃金計算期間	月　日から 月　日まで	月　日から 月　日まで	月　日から 月　日まで	計		
		総日数	日	日	日	㋩	日	
		労働日数	日	日	日	㋥	日	
		賃金 基本賃金	円	円	円		円	
		賃金 手当						
		賃金 手当						
		賃金						
		賃金						
		計	円	円	円	㋭	円	
総計			円	円	円	㋬	円	
平均賃金			賃金総額㋬　円÷総日数㋑　＝　円　銭					

最低保障平均賃金の計算方法

Aの㋺　円÷総日数㋑　＝　円　銭㋮

Bの㋭　円÷労働日数㋥　×　$\frac{60}{100}$　＝　円　銭㋟

㋮　円　銭＋㋟　円　銭　＝　円　銭（最低保障平均賃金）

日日雇い入れられる者の平均賃金（昭和38年労働省告示第52号による。）	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間	㋠労働日数又は労働総日数	㋡賃金総額	平均賃金（㋡÷㋠×$\frac{73}{100}$）
		月　日から 月　日まで	日	円	円　銭
	第3号の場合	都道府県労働局長が定める金額　円			
	第4号の場合	従事する事業又は職業			
		都道府県労働局長が定めた金額　円			
漁業及び林業労働者の平均賃金（昭和24年労働省告示第5号第2条による。）	平均賃金協定額の承認年月日　年　月　日　職種　平均賃金協定額　円				

① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金

（賃金の総額㋬　－休業した期間にかかる②の㋠）　÷（総日数㋑－休業した期間②の㋐）

（　　円－　　円）　÷（　　日－　　日）＝　　円　　銭